

## 八代地域農業協同組合に対する警告等について

平成17年3月1日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、八代地域農業協同組合（以下「JAやつしろ」という。）に対し、JAやつしろが事業主体となっていく複合経営促進施設のリース事業について独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、JAやつしろに対し、同法第19条（不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、後記1のとおり警告を行った。

また、熊本県及び農林水産省九州農政局に対し、後記2のとおり要請を行った。

### 1 警告について

#### (1) 関係人

名 称	八代地域農業協同組合
所 在 地	熊本県八代市古城町2690
代 表 者	代表理事組合長 澤村 成昭

#### (2) 複合経営促進施設について

複合経営促進施設とは、栽培機能のほかに育苗機能等を併せ持つ生産施設（いわゆるビニールハウスを含む。）をいい、他の農業用共同利用施設（防除施設、高品質堆肥製造施設等）と連携して活用することとされているものである。同施設は、農業振興のための国庫補助事業である地域農業基盤確立農業構造改善事業、経営構造対策事業等の中で整備されるものの一つである。

複合経営促進施設のリース事業の事業主体は、複合経営促進施設を3戸以上の利用農家へリースしている。

#### (3) 警告の概要（別紙参照）

JAやつしろが、自らが事業主体となっていく地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業（以下「リース事業」という。）において、リース先の生産管理組合（組合員がリースを受けるために3戸以上で結成したもの。）及びJAやつしろの組合員に対し  
ア 使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること  
イ 農産物をJAやつしろへ出荷すること  
を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせる疑いのある事実が認められ、これらの行為は独占禁止法第19条（不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、JAやつしろに対し、これらの行為と同様の行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第二審査 電話 03-3581-3384（直通） 公正取引委員会事務総局九州事務所第一審査課 電話 092-431-6033（直通） ホームページ <a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>
--------	---

## 2 要請について

### (1) 熊本県に対する要請

熊本県は、平成16年5月ころ、JAやつしろが、その組合員に対して、農産物の共同販売に参加することをリース事業の条件としていることについて県内の一部自治体からの問い合わせがあった際に、複合経営促進施設と連携する共同利用施設として共同集出荷施設を位置付けることは、補助を受けるための基準を満たす上で必要な措置であるとの考え方を当該自治体に示していた。

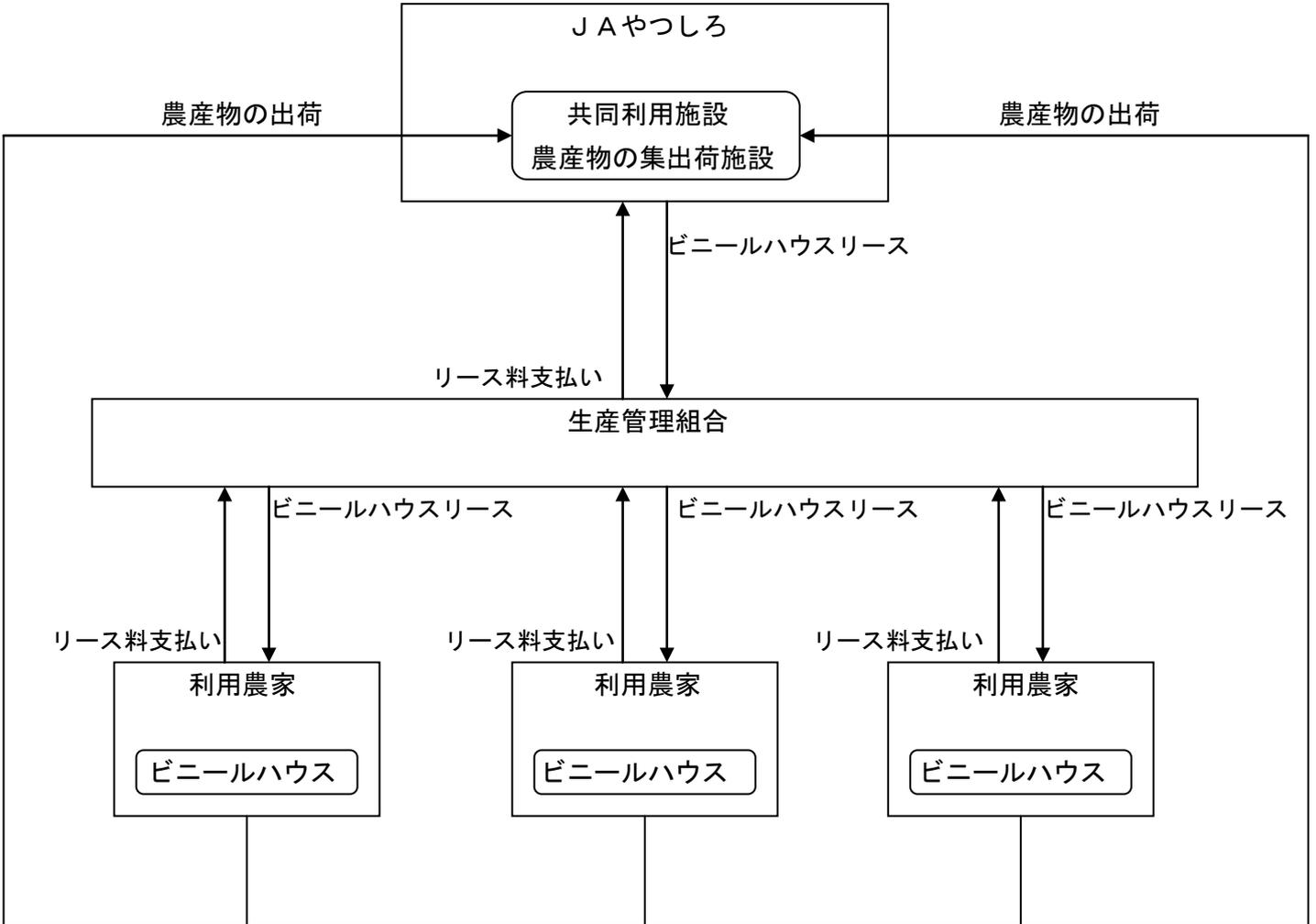
熊本県が、引き続き、このような考え方に基づいて県内の自治体に対して指導を行えば、今後、県内の農業協同組合を事業主体とするリース事業において、事実上、本件と同様の効果を持つ行為が誘発されるおそれがある。

よって、当委員会は、熊本県に対し、県内の農業協同組合を事業主体とするリース事業に関して、今後、前記の考え方に基づいて県内の自治体を指導しないこと等を要請した。

### (2) 農林水産省九州農政局に対する要請

農林水産省九州農政局は、熊本県が複合経営促進施設整備事業の事業計画の認定をするに当たって協議を受けてきたところ、今後、農業協同組合を主体とするリース事業において前記2(1)と同様の考え方に基づく指導をすることがないよう、各県に対して指導することを要請した。

J A やつしろにおける複合経営促進施設リース事業の概要



## 1 最近の類似事例（農業協同組合関係事例）

措置年月日 措置内容	件 名	内 容	関係法条
平成9年6月23日 勸告	山口県経済農業協同組合 連合会に対する件	会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	独占禁止法 第19条 一般指定 13項（拘束条件付取引）
平成11年2月12日 警告	宮崎中央農業協同組合に 対する件	農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員等の取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑いがある。	独占禁止法 第19条 一般指定 13項（拘束条件付取引）
平成11年2月12日 勸告	鳥取中央農業協同組合に 対する件	農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引している。	独占禁止法 第19条 一般指定 13項（拘束条件付取引）
平成12年2月25日 警告	全国農業協同組合連合会 に対する件	全国農業協同組合連合会が、宮城県本部において、平成11農薬年度における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るため、主要な農業協同組合との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売し、宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。	独占禁止法 第19条 一般指定 6項（不当 廉売）

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

#### 〔定義〕

#### 第二条

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

### ○ 不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

#### 〔排他条件付取引〕

1 1 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。